

第 3 5 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和6年12月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和6年12月5日 午前10時12分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美		○	
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子		○	
6	廣瀬 淳	○		
7	岸 正二	○		
8	田中修之	○		
9	石田恵治		○	
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄		○	農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席13番 齊藤 美保 委員
議席14番 角田 壽一 委員

議事参与が制限された委員数 0人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 福田 順夫
統括主幹 (農地調整係長) 中野 智也
統括主幹 (農業振興係長) 池田 恵美
主任 大澤 由香里

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に、取下げが1件ございましたので、お願いします。

議案書の3ページ、申請番号3の7番が取下げがございました。よろしくお願いします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

おはようございます。

始まる前に、ご協力願います。会議に支障をきたすため携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和6年度第35回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力により、円滑に議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中16人で会議は成立しました。

なお、議席番号1番眞下繁美委員、議席番号5番鳥山孝子委員、議席番号9番石田恵治委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。議事録署名委員に議席番号13番齊藤美保委員、議席番号14番角田壽一委員を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、齊藤美保委員と角田壽一委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第4条の規定による許可決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第1号をご説明いたします。

報告書の1ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可決定について次のとおり許可指令書を交付しましたので、ご報告いたします。

許可番号4の15番の1件で、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和6年11月18日に意見聴取をしたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。

報告書の3ページから4ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

届出は記載の5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の

合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。
報告書の5ページから7ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
届出は記載の9件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利の種類は、所有権であります。
以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第6 報告第4号 制限除外の農地等移動通知について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

- 事務局 ただいまご上程いただきました報告第4号をご説明いたします。
報告書の9ページをお願いします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、
ご報告いたします。
届出は記載の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。
以上で、報告第4号の説明を終わります。
- 議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）
- 議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第7 報告第5号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。
それでは、渋川地区を斉藤美保第2班長、子持、赤城、北橋地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。最初に斉藤美保第2班長、お願いします。
- 13 番 着座にて説明いたします。
令和6年11月27日に実施しました、第2班渋川地区の現地調査報告をいたします。参加者は、眞下委員、岸委員、内山委員と私、斉藤。事務局は、福田事務局長、中野係長の計6名で実施しました。渋川地区の今回の許可申請は、第5条による申請が7件、合計7件でありました。それでは、議案書に沿って報告いたします。
なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、併せてご覧ください。
5条申請であります。
7ページをご覧ください。
申請番号5の1番の現地は、東と北は道路と山林、西は雑種地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われれます。
申請番号5の2番の現地は、東は山林、西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われれます。
8ページをご覧ください。
申請番号5の3番の現地は、東は宅地と雑種地、西は畑、南は一体利用する雑種地、北は山林となっています。申請地は問題ないと思われれます。
申請番号5の4番の現地は、東は雑種地、西と北は道路と宅地、南は

畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の5番の現地は、東は田、西と北は水路、南は田と道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。9ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東は道路と宅地、西は畑と同月申請されている申請番号5の7番の申請地、南は畑と宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の7番の現地は、東と北は同月申請されている申請番号5の6番の申請地、西と南は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

す。以上で第2班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、石田玉枝第2班長、お願いします。

18番

着座にて説明させていただきます。令和6年11月27日に実施しました、第2班子持、赤城、北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、都丸委員、鳥山委員、青木洋一委員と私、石田。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計6名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橋地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が5件、合計6件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

初めに4条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は道路、西は畑、南と北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。次に5条申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東は宅地と道路、西と南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の9番の現地は、東は道路と一体利用する宅地、西は宅地、南は雑種地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。10ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東と西は畑、南は道路、北は雑種地となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の11番の現地は、東は水路、西は一体利用する宅地、南は一体利用する山林、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。

11ページをご覧ください。

申請番号5の12番の現地は、東は一体利用する宅地、西は宅地と畑、南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、「議事日程第8 協議第1号 地籍調査における農地に関する地目認定について」を議題とし意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定について、ご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。なお、詳細につきましては土木管理課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

それでは、土木管理課の担当者から説明をしていただきます。

土木管理
課

土木管理課国土調査係の林です。

始めに、地籍調査事業の概要について説明させていただきます。

地籍調査とは、国土調査法で定められた国土の開発及び保全、並び

にその利用の高度化を資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的、且つ総合的に調査することを目的とした調査であり、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに、境界及び地積に関する調査を行い、その結果を基に、地図及び簿冊を作成するものです。

渋川市では令和5年度から2年度にわたり、渋川市北牧地内の一部を北牧Ⅱ地区として現地調査及び測量を実施しております。

北牧Ⅱ地区は、調査面積0.22平方キロメートル（600筆）を調査いたしました。

それでは、お手持ちの協議書の説明に移ります。

協議書2ページをお願いいたします。

2ページから14ページまでは、北牧Ⅱ地区の現地調査の結果において、農地に関する登記地目と現況地目に相違のある土地をまとめた表になります。

表頭の左から土地の所在、所有者住所、所有者氏名、調査前地目（登記地目）、調査後地目（現況地目）になります。

簡単ですが私からの説明は、以上となります。

よろしくをお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

14 番

はい、議長。14番角田。

議 長

はい、14番角田委員。

14 番

渋川全体の国調の未達成の割合は、林さんの知ってる範囲ではどのくらいだと思いますか。参考までに聞かせてください。

土木管理
課

はい、議長。土木管理課。

議 長

はい、土木管理課。

土木管理
課

今の現状ですか。

14 番

どのくらいの割合で、まだこれから国調を実施しなければならない未達成のところがあるか、林さんのとらえているところで聞かせてください。

土木管理 課	<p>はい。手元に正確な資料が無いため正確なことは言えませんが、現在地積調査が終了していないのが、子持地区と赤城地区になります。</p> <p>旧渋川市地区にも終了していないところが一部ありますが、そちらについては今後調査の予定はございません。</p> <p>渋川市全体の達成率は80パーセントです。赤城地区、子持地区については50パーセント台だと思います。</p> <p>子持地区は、現状の進行状態ではあと30年から40年くらいかかると思われます。</p> <p>赤城地区は、あと20年から30年くらいかかる予定ですが、今年度は国の調査により、航空法という新しい測量技術で調査を行っております。この方法により、赤城山の山間部等を、現地に行かずに会議室等で画面上で見られるようになれば、15年から20年くらいに短縮されるのではないかと考えております。</p> <p>どちらにしても、赤城地区もまだ10年から15年くらい調査を実施していかなければ終わらないような状況になっております。</p>
14 番	はい。ありがとうございました。参考になりました。
6 番	はい、議長。6番廣瀬。
議 長	はい、6番廣瀬委員。
6 番	<p>地積調査の中で、所有者住所が不明の空欄のところはいくつかありますね。</p> <p>群馬県や渋川市といった自治体のところは構わないのですが、個人の方で住所が記載されていない方は、住所が不明ということなのでしょうか。</p>
土木管理 課	はい、議長。土木管理課。
議 長	はい、土木管理課。
土木管理 課	<p>それに関しましては、私どももできる限りのことで調査を行っていますが、どうしても追跡ができずに所有者にたどり着きませんでした。</p> <p>登記簿上の名前だけは分かりますが、生存されているのかも分からない状態のため、空欄になっております。</p>
6 番	所有者名というのはあくまで登記簿上の氏名だけ書いてある状態ですね。相続人は、職権で調査できないんですか。

土木管理課	調査しましたが、追いつけませんでした。
6 番	追いつけてないというのは、相続人が複数いるということですか。
土木管理課	複数といいますか、どこにいるかも分からない。あまりにも登記簿上の所有者氏名の情報が古く、現在の相続人も分からない状態です。
6 番	現在の相続人から見て、三代、四代くらい前の方が登記簿に所有者として記載されているということでしょうか。 私も職権で調査するときに非常に遡らなければいけないときもあるんですけど、相続人の内誰も現住所が分からない状態ですか。
土木管理課	そうですね。登記簿に所有者の住所が番地まで記載されていないものもあるので、どうしてもそこから追いつけないです。
6 番	そうすると、最終的に所有者不明土地のような扱いになってしまうのですか。
土木管理課	所有者不明といいますか、所有者名だけは分かる状態です。
6 番	何らかの手立てをしないと、ずっとこのままの状態になってしまいそうですね。
土木管理課	法律でも変わらない限りは、変わらないと思います。
6 番	はい。事情はよくわかりました。
議長	他に質疑のある方はいますか。 （「なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、主管課において地目変更登記の手続きを行うことにご異議はありませんか。 （「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。
続きまして、「議事日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から10番の9件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。
議案書の1ページから4ページ関連です。
議案書の1ページをお願いいたします。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。
申請番号3の1番から10番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。
申請番号3の1番および3の2番は、農業参入のための申請となります。
なお、申請番号3の2番の申請者は、農地の権利を取得することにより経営面積が2,000平方メートルに達するため、渋川市農業委員会農地法第3条第2項第1号事務処理要領により、11月25日に新規就農希望者面談を実施しております。
2ページをお願いします。
申請番号3の3番及び3の4番は、農業経営効率化のための申請となります。
申請番号3の5番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
3ページをお願いします。
申請番号3の6番から3の9番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
4ページをお願いします。
申請番号3の10番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。
以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から10番の9件につ

いて審議します。

まず始めに申請番号3の2番の1件について、審議します

それでは、新規就農希望者の面談の報告を面談委員を代表して、青木明雄委員にお願いします。

10 番

着座にて報告させていただきます。

過日実施しました新規就農希望者に対する面談の結果を報告いたします。

面談日時は令和6年11月25日月曜日、午後2時から、市役所第二庁舎206会議室で行いました。

渋川市農業委員会農地法第3条第2項第2号事務処理要領により、経営面積が2,000平方メートルに達する者については営農計画書の審査をすることとなっているため面談を実施しました。

面談出席者は、新規就農希望者の譲受人、就農希望者の親族、申請者代理人。利用権設定面積は1筆で2,048平方メートルです。

面談委員は小池推進委員と私、青木。事務局からは福田事務局長、中野農地調整係長、池田農業振興係長、吉田主事が出席しました。

譲受人は渋川市渋川地内に居住しております。

譲受人は、遊休農地を活用し、果樹を栽培するほか、傾斜地である申請地を耕作することで周辺地域への雨水流出を防ぎ、自然環境の保全を目指しています。

審査基準に関係する内容を報告いたします。

譲受人は申請地周辺に居住しており、農作業従事日数、労働力に問題ないと思われれます。また、果樹の栽培に関して周辺地域の栽培作物を十分に把握しており、経験者から指示を仰ぐ意欲もあり、営農計画書に関しても適切であることから新規就農者として適当であると判断しています。

以上のことから、農地法第3条第1項の規定による許可申請は適当であると判断いたします。

以上で新規就農希望者面談結果の報告を終わります。

よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号3の2番の1件について、審議します。

先ほどの事務局説明及び面談の報告、お手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の2番の1件については、許可

することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の2番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号3の2番を除く申請番号3の1番から10番の8件について審議します。

先ほどの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の2番の1件を除く、申請番号3の1番から10番の8件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の2番の1件を除く、申請番号3の1番から10番の8件について、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番の1件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から12番の12件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書7ページから11ページ関連です。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の12番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農

地区分は第2種農地と判断されます。

申請番号5の2番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われ、農地区分は、第2種農地と判断されます。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と判断されます。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の6番および5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と判断されます。

申請番号5の8番は、農用地区域内にありますが、露天駐車場用地として使用するための一時転用申請であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

なお、申請地の一部が既に農地以外の利用がなされており、追認としての申請となっております。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農用地区域内にありますが、黒土採取用地として使用するための一時転用申請であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の12番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

なお、申請地は、既に農地以外の利用がなされており、追認としての申請となっております。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から12番の12件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。申請番号5の1番から12番の12件のうち、3,000平方メートルを超える案件の申請番号5の1番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、申請番号5の2番から12番の11件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号5の1番から12番の12件のうち、申請番号5の1番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、申請番号5の2番から12番の11件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第12 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第4号農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

13ページから14ページであります。

内容について、ご説明いたします。

この農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て、定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、赤城地区であります。

なお、この計画概要の公告は、令和7年1月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人が4人、受人が4人、筆数が8筆、面積は7,020平方メートルです。

この個別の内訳は、14ページの総括表に記載のとおりであります

また、この計画につきましては、従前の例による改正前の農業経営

基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、議案のとおり認めることで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第35回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

<閉 会> 午前10時12分